

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問01（情）第3号）

### 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 開示の請求

審査請求人は、令和元年5月25日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。）第6条の規定により、実施機関に対し、「様式-2（急）基礎調査調書（1/4）の『地質の状況』欄記載の数値（土質定数を除く）で実測しなければ分らない値を記載した同調書（1/4）の例を行政文書（以下「本件請求文書」という。）として一例のみ開示願います。開示頂けるのであれば箇所名『青葉台A（888）』、箇所番号『I-2-888』の同調書（1/4）として下さるようお願いいたします。なお「地質の状況」欄の表土の平均厚さ、表土の最大厚さにはいずれも具体的に〇〇cmとの記載があるため、これらは『実測しなければ分らない値』であると判断しています。」の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求文書を作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和元年6月10日付けで審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、令和元年6月12日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書を開示するよう求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 基礎調査調書（1/4）の「地質の状況」欄には表土の平均厚さ、表土の最大厚さがいずれも〇〇cmと定量的な記載があるが、掘削してその掘削断面で実測するか、測定探子（棒のようなもの）を突き刺して測定探子が入った長さを実測するなどしないと、定量的には分からない。
- (2) 県の主張する「現地踏査で総合的に判断」する場合は、目視での景色あるいは地面を踏んだときの靴裏の感触しかデータがないため、定性的に表土が厚そうであるなどの判断しかできない。科学的に考えると、現地踏査で定量的な〇〇cmといった

表土厚さの測定は不可能である。

- (3) 弁明書の「広島県基礎調査マニュアル（案）急傾斜地編（平成21年3月に改訂したもの。以下「マニュアル」という。）に定めていない。」ということは、様式に表土の厚さの記載欄があるにもかかわらず、調査対象地区の表土の厚さをどうやって確認するのか定めていないということであり、マニュアルが不完全であるということである。

県が自ら定めたマニュアルが不完全であることを根拠に、実測しなければ分からない表土の厚さは実測しなくてもよいというのは、弁明にならない。

早急にマニュアルを完全なものに改訂し、その改訂マニュアルに従って再調査すべきである。

- (4) 弁明書の「目視で確認し、状況を総合的に判断した値を記載する。」については、表土は、地表面を除いて地下にあるため、目視できない。厚さを知るには実測するしかない。

また、総合的判断で表土の厚さを断定しようとする場合、現地調査官の恣意的判断を防ぐために必要な判断基準や判断方法がマニュアルに記載されていない。つまり、マニュアルに従おうにも、従うべき判断基準や判断方法がないので従えないことになる。

- (5) 弁明書の「表土の厚さを実測した文書は存在しない。」に異論はない。

- (6) 実施機関に開示請求を行ったが、平成29年1月30日付け平成28年県西廿事業134などのとおり、現地踏査で表土厚さを定量的に特定する方法、測定地点を示す写真、根拠資料、侵食痕跡などを記録した県の文書は皆無であった。

こういった文書が皆無であること自体が、公文書管理法の目的である「行政の諸活動が現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」に完璧に逆行している。

- (7) 基礎調査調書（1/4）の「地質の状況」欄に記載の表土の平均厚さ、表土の最大厚さは「実測しなければ分からない値」であり、その値を記載した基礎調査調書（1/4）は、「実測しなければ分からない値を記載した行政文書」に該当する。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 都道府県では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法律」という。）第4条に基づき基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）第2条に基づき土砂災害警戒区域を、施行令第3条に基づき土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」と総称する。）を設定している。
- 2 基礎調査の方法については、法律及び施行令に定めがないため、広島県では、マニュアルにより基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等の設定を行っており、このマニュアルでは、基礎調査結果を基礎調査調書として取りまとめることとしている。

- 3 基礎調査調書の様式-2（急）基礎調査調書（1/4）の「地質状況」のうち、「地表の状況」の「表土の平均厚さ」及び「表土の最大厚さ」を実測することについては、マニュアルに定めていない。
- 4 「地表の状況」を記載する目的は、調査地区の現況を記録することであるため、現地踏査により侵食痕跡、崩壊跡、植生状況等を主に目視で確認し、調査地区の状況を総合的に判断した値を記載することとしている。そういった理由からも、表土の厚さを実測した値を記載した文書は存在せず、本件請求文書は存在しないため不存在とした本件処分は妥当である。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求について

本件請求は、実施機関が法律に基づき実施した基礎調査の結果を取りまとめた基礎調査調書（以下「基礎調査調書」という。）のうち、「地質の状況」欄の数値（土質定数を除く。）で実測しなければ分からない値を記載した様式-2（急）基礎調査調書（1/4）の例として、箇所名「青葉台A（888）」、箇所名「I-2-888」の同調書の開示を求めたものである。

実施機関は、本件請求に対し、「地質の状況」欄の表土の平均厚さ及び表土の最大厚さに記載した数値は、実測する調査方法は行っていないため、本件請求文書は作成又は取得していないとして、本件処分を行ったものである。

これに対し、審査請求人は、基礎調査調書（1/4）の「地質の状況」欄に記載の表土の平均厚さ及び表土の最大厚さは「実測しなければ分からない値」であり、その値を記載した基礎調査調書（1/4）は、「実測しなければ分からない値を記載した行政文書」に該当すると主張していることから、以下、本件請求文書の存否について検討する。

### 2 本件処分の妥当性について

- (1) 土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査について、当審査会から実施機関に確認したところ、基礎調査調書の作成において、「地表の状況」欄に記載する目的は、調査地区の概況を記録することにあるとのことであった。

また、当該基礎調査を実施する都道府県では、その大半において、一般財団法人砂防フロンティア整備機構（以下「機構」という。）が作成した基礎調査調書様式を準用しており、この様式には、表土の厚さを記載する項目がないとのことであった。

このことからすると、基礎調査調書の「地表の状況」欄の記載に当たって、表土の厚さを記載することは、一般的ではないことが認められる。

- (2) 実施機関は、基礎調査調書の作成に当たって、機構の様式にはない表土の厚さを数値化して記載する項目を設けた独自様式を使用しているため、この点について確認したところ、表土の厚さについては、「厚い」や「薄い」など定性的な表現では、基礎調査調書を閲覧する第三者の主観に大きく左右されることが考えられるため、数値化して表すこととしているとのことであった。

次に、表土の厚さの数値化に当たって、実測していないことを実施機関に確認し

たところ、「地表の状況」欄を記載する目的は、上記（１）のとおり調査地区の概況を記録することであり、その内容は、地表が一般的にどのような状況であるかということ把握できればよく、表土の厚さについては、現地踏査により植生状況等を主に目視確認し、総合的に判断したおおむねの値を記載することで足り、実測することは求めているとのことであった。

また、土砂災害警戒区域等の設定に当たっては、県内の既往災害資料から定めた値を適用しており、「地表の状況」欄に記載した表土の厚さや、現地で実測した値を用いていないとのことであった。

このことからすると、「地表の状況」欄に記載した表土の厚さは、土砂災害警戒区域等の設定に影響を与えるものとは認められないため、当該表土の厚さの実測は求めているとの実施機関の説明は不自然、不合理ではない。

- (3) 法律及び施行令には、基礎調査の方法について定めがなく、実施機関においては、マニュアルにより基礎調査を行っているということであるため、当審査会において、マニュアルを確認したところ、「地表の状況」欄の表土の平均厚さ及び表土の最大厚さを実測することについての記載はなかった。

また、土砂災害警戒区域等の設定に関する調査業務を受注する業者に示した仕様書を確認したところ、表土の厚さを実測することについての記載はなかった。

加えて、マニュアルには、土砂災害警戒区域等の設定において、「地表の状況」欄に記載した表土の厚さをを用いる旨の記載もなかった。

- (4) 「地表の状況」欄の表土の平均厚さ及び表土の最大厚さの欄に具体的な数値を記載する方法については、基礎調査調書を読覧する者からみれば、実測した値であるかのように受け取られる可能性があり、記載方法としては、疑義がないわけではない。

しかしながら、上記のとおり、基礎調査調書の「地表の状況」欄は、その性質上、本来的に実測値を記載することが予定されているものとはいえ、実施機関も、「地表の状況」欄の表土の平均厚さ及び表土の最大厚さの欄については、実測の必要がない項目であると認識し、目視により、侵食痕跡、崩壊跡、植生状況等現地での状況を確認した結果、概算値を記載していると認められる。これらの事情を踏まえると、「地表の状況」欄に、調査地区の概況を記載する一環として、表土の平均厚さ及び表土の最大厚さを、実測することなく、概算値を記載しているため、本件請求に係る実測しなければ分からない値を記載した文書は存在していないと実施機関が説明していることは、不自然、不合理とまではいえない。

- (5) したがって、本件請求文書は存在しないため、これを不存在として実施機関が本件処分を行ったことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## **第6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
元. 7. 22	・ 諮問を受けた。
元. 11. 25 (令和元年度第8回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
元. 12. 23 (令和元年度第9回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
2. 1. 27 (令和元年度第10回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁 ( 部 会 長 )	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授